

第2-1表 免許種類別処分の状況

(単位：人)(平成21年)

免許種類	処 分	免許取消	業務停止	戒告	懲戒処分計	不懲戒	懲戒免除	合 計
海技士(航海)	一級		1		1	1		2
	二級		1	1	2	2		4
	三級		12	14	26		1	27
	四級		16	16	32	1		33
	五級		11	25	36	4		40
	六級		4	1	5			5
海技士(機関)	一級							
	二級							
	三級		1	3	4			4
	四級			3	3			3
	五級		1	4	5			5
	六級							
小型船舶操縦士	一級		80	89	169	8		177
			(76)	(85)	(161)	(7)		(168)
	二級		18	23	41	3		44
			(16)	(22)	(38)	(2)		(40)
	特殊		3	2	5			5
海技士(通信・電子通信)								
水先人			1	2	3	1		4
計			149	183	332	20	1	353

- 注 1 国土交通省資料による。
 2 「懲戒免除」とは、懲戒すべきところを本人の経歴等考慮して免除したものである。
 3 「小型船舶操縦士」の()内の数値は、特殊小型船舶操縦士免許の併有者数で、内数である。
 4 「小型船舶操縦士」の「特殊」には、他の小型船舶操縦士免許との併有者は含まない。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準等の整備

船舶の安全性確保のため、国際海事機関(IMO)において海上人命安全条約(SOLAS条約)等に基づいて国際的な安全基準が定められるとともに、我が国では船舶安全法(昭8法11)及びその関係省令において関連の構造・設備等の基準を規定している。

SOLAS条約等については船舶のより一層の安全性向上のため、IMOにおいて随時見直しが行われているが、我が国は、世界有数の造船・海運国としてIMOにおける審議に積極的に参画しており、技術革新等に対応した合理的な国際基準の策定に向け、主導的な役割を果たしている。

平成21年度は、船体腐食を防ぐための防食基準の作成、水素燃料電池自動車の海上輸送に係る船舶安全基準の作成、目標指向型の新造船構造基準(GBS)

の策定や船舶長距離識別追跡システム(LRIT)について蓄積している技術的な知見やデータを活かしIMOに条約改正案を提案するなどの貢献を行った。

また、国内においては、海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正を我が国国内法令で担保するため、平成22年1月より適用となる乗降船設備、消火設備、排水設備及び救命設備等に関する技術基準の改正を行った。

2 重大海難の再発防止

近年、我が国近海において、水中翼型超高速船が航行中に流木や鯨類と衝突する事故が起きており、より安全な運航を確保することが重要となっている。

これらの状況に鑑み、「超高速船に関する安全対策検討委員会」において検討を行い、水中翼型超高速船と障害物との衝突に関する安全対策として、

「水中浮遊物等との衝突の回避」及び「衝突時の乗客・乗員の被害低減」のそれぞれの観点から対策を取りまとめた。これを受け、水中翼型超高速船の衝突時の被害軽減のため、船舶設備規程を平成21年4月に改正し、高速船へのシートベルトの設置の義務付け等を行った。

3 危険物の安全審査体制の整備

我が国における危険物の海上輸送に関する安全規制を的確に実施するため、IMOが定めた国際的な安全基準を国内法令に取り入れており、平成21年1月1日に基準が変更された危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（改正IBCコード）及び国際海上危険物規程（改正IMDGコード）を取り入れた危険物船舶運送及び貯蔵規則の確実な運用に努めている。また、IMO等における安全基準の策定に当たり、我が国も国際的な海上輸送安全の確保に寄与すべく、積極的に参加している。

4 船舶の検査体制の充実

安全・環境問題の意識の高まりや、近年の技術革新等により、船舶に係る安全環境規制は、一層強

化・複雑化してきている。船舶検査の品質を維持向上しつつ船舶検査を的確に実施するため、ISO9001に準拠した品質管理システムを活用し（平成18年認証取得）、船舶検査執行体制の充実に努めている。

5 旅客船事業者等による船舶の安全管理体制の構築の普及促進

海上における人命の安全の観点から、一定の船舶及びそれを管理する会社に対して、総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則（ISMコード）の適用が義務付けられているところ、我が国においては規則上強制化されていない内航船舶に対しても申請者が任意に構築した安全管理システムを認証するスキームを制度化して運用している。特に、旅客船事業者には、『ISMマニュアル（見本）』を用いて、任意のISM認証取得に関する啓蒙活動を実施するなどヒューマンエラーに起因する海難事故等の防止を図っている。

6 外国船舶の監督の推進

海上人命安全条約等に基づき、我が国に入港する外国船舶に対して船舶の構造・設備基準及び乗組員の資格要件等に関する外国船舶監督を実施した。

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備

ポートパーク等の整備

放置艇問題を解消し、港湾の秩序ある利用を図るために、既存の静穏水域、遊休護岸等を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるポートパークの整備を推進した。

フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤や航路泊地等の整備を通じて、漁船等の安全の確保を図るとともに、漁船やプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者と連携し、プレジャーボートを分離収容するための新たな静穏水域の確保や、既存の静穏水域を活用した収容施設等の整備を行った。

係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

放置艇問題の解消に向け、ポートパーク等の整備による係留・保管能力の向上と併せて、港湾法（昭25法218）・漁港漁場整備法（昭25法137）に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情などに応じた適切な規制措置の実施を推進した。

「海の駅」の設置・推進

プレジャーボート利用者が気軽に立ち寄れる「海の駅」の設置・推進を支援し、プレジャーボート利用者が安心してマリンレジャーを楽しむための利用環境整備を図った。